

日本学生支援機構奨学金

令和3年1月7日からの大雪による災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用(第一種)・応急採用(第二種)について

令和3年1月7日からの大雪による災害に遭われた世帯の学生で、これから奨学金【給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用(第一種)・応急採用(第二種)】を希望する方は、所属校舎の学生課までご相談ください。

【1-2年生、国際学部生】 横浜学生課 e-mail: gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp 電話: 045-863-2029

【3-4年生(国際学部生以外)】 白金学生課 e-mail: gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp 電話: 03-5421-5157

◆災害救助法の適用地域

【秋田県】横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村

【新潟県】長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市

【富山県】砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市 【福井県】福井市、あわら市、坂井市、大野市、勝山市

※適用地域の詳細については、日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

【災害救助法適用地域】 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html

◆対象

- * 上記地域で災害に遭った世帯の学生、上記以外の近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生
- * 上記適用地域およびその近隣地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

◆給付奨学金 対象および家計急変の事由

- * 住民税非課税世帯・準ずる世帯。
※詳細は「給付奨学金案内一家計急変」P.8(1)学業成績等に係る基準、P.10(2)家計に係る基準(収入基準・資産基準)を参照。
 - * D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ① 家計急変の事由A~C(「給付奨学金案内一家計急変」等を参照)のいずれかに該当
 - ② 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- ※詳細は「給付奨学金案内一家計急変」P.11②家計急変の事由を参照。

◆貸与奨学金 貸与始期および貸与終期

- * 緊急採用(第一種奨学金:無利子):
2021年1月以降で申込者が希望する月から2021年3月まで。
ただし、申請時に「緊急採用(第一種)奨学金継続願」の提出があった場合、翌年度末(2022年3月)まで貸与継続可能。
- * 応急採用(第二種奨学金:有利子):
2020年4月以降で申込者が希望する月から最短修業年限の終了月まで。
- * 貸与月額 は 2020年度『奨学金ガイド』P.10(学生部 Web サイト <https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/>)参照。

◆提出書類

- (1) 奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)
- (2) スカラネット入力下書き用紙(所定用紙)
- (3) 給付奨学金確認書/確認書兼同意書(所定用紙)
- (4) 罹災(被災)証明書(市町村発行)※証明書が発行されない場合、学生課までご相談ください。
- (5) 給付奨学金申請書(家計急変事由該当者用)【給付奨学金のみ】
- (6) 授業料減免の対象者の認定に関する申請書【給付奨学金のみ】
- (7) 最新の所得(課税)証明書(学生本人及び生計維持者全員分)【給付奨学金のみ】
- (8) 「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」の結果表示画面を印刷したもの【給付奨学金のみ】
- (9) 父母の収入に関する証明書類【貸与奨学金のみ】
(最新年分の源泉徴収票、確定申告書【第一表・第二表・収支内訳書】の写し等)
- (10) 災害により特別に支出した額、およびこれから特別に支出が見込まれる額の証明書類(コピー可)